

平成 27 年 9 月 29 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

メンタルヘルスケアを要する事案に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

納税課のデータ改竄に係るメンタルヘルスケア

2 質問の要旨

鎌議第 1190 号の答弁において、出勤時刻の改竄の片棒を担がされていた職員について「体調面の不調に関する訴えはありません」とのことだが、メンタルヘルスについては、まさに自覚症状が無い段階で対応しなくては手遅れになりかねない問題であり、職員課が能動的に産業医面談を行って対応する必要があるのではないか。

職員自身の行ったことが端緒となって議会やメディア、インターネットでも大問題となっており、市の契約する産業医の見解として実行者である職員へのケアの必要性や異動の有無について医学的にどのような考えであるのか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 30 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問の検討と共に、職員課の杜撰な判断によって、罪なき職員のメンタルヘルスの不調を防止する為。)